

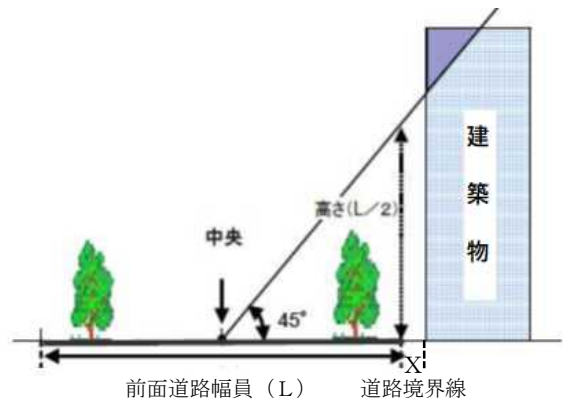
1. 沿道建築物の要件

(1) 対象建築物

昭和56年5月31日以前に着工された、県が指定している道路に接する一定の高さ以上*の建築物

※一定の高さ以上の要件

- 前面道路幅員が12mを超える場合
道路境界からX離れた地点の高さが
($L/2 + X$) を超える建築物
- 前面道路幅員が12m以下の場合
道路境界からX離れた地点の高さが
($6m + X$) を超える建築物



(2) 県が指定している道路



道路名 (政令市を除く)

- ・東名高速
- ・圏央道
- ・国道1号
- ・国道16号

の上記実線区間

【凡例】

- 実線: 緊急輸送道路のうち県が指定している区間
- ⋯ 点線: 緊急輸送道路のうち県が指定している区間につながる道路
- 枠: 横須賀市の範囲